

総合調整条例の施行に伴う農地及び農業への調整に係る事務処理要領

制定 平成15年12月26日

15川経農地第533号

15川農委第378号

改正 平成23年9月5日

23川経農地第277号

23川農委第317号

改正 平成28年4月1日

27川経農地第448号

27川農委第509号

(目的)

第1条 この要領は川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年7月4日条例第29号。以下「条例」という。）第19条に規定する対象事業者との協議、他の法令による申請、届出若しくはその他事実行為（以下「申請等」という。）又は行政指導に基づく協議について必要な事務処理を定めることを目的とする。

(公共施設管理者等)

第2条 この要領において条例第19条第1項に規定する公共施設の管理者等及び他法令により申請等の義務を課している法令又は行政指導の所管課に係る協議の相手方は次の各号に定める者（以下「協議担当課長」という。）とする。

(1) 都市農業振興センター農地課長（以下「農地課長」という。）

(2) 川崎市農業委員会事務局規程（平成2年7月31日農委訓令第4号）第4条第1項に規定する事務局長（以下「事務局長」という。）

2 前項の協議担当課長の属する組織を担当課という。

(協議事項)

第3条 農地課長が条例第19条に基づき協議する事項は都市農業振興センター農地課が所管する公有財産のうち条例第19条第5号及び第6号に類するものの使用、占用、変更又は譲渡若しくは権利の設定に関することとする。

2 農地課長が他法令に基づく申請等の円滑な履行のため協議する事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第8条に規定する生産緑地地区内における行為の制限に関すること。
 - (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第15条の2に基づく農用地区域内における開発行為の制限に関すること。
 - (3) その他川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年4月30日規則第39号）第3条において都市農業振興センター農地課が所掌すべき法令上の制限に関すること。
- 3 農地課長が行政指導により協議する事項は、農地の営農環境に対する取扱い基準（平成15年12月26日制定）中に定める。
 - 4 事務局長が協議する事項は農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第6条に規定する所掌事務に関すること。
 - 5 前各項の協議に係る内容の例示は別に定める。

（事業概要書の調査及び意見伝達書の通知）

第4条 条例第12条に規定する事業概要書が協議担当課長に到達したときは、協議担当課長は次に定める事項を調査し、総合調整条例に関する意見伝達書（まちづくり局まちづくり調整課所定の様式）を作成し、まちづくり局まちづくり調整課へ送付する。

(1) 対象事業区域の次に掲げる法令上の制限

- ア 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は市街化調整区域の区分
- イ 都市計画法第8条第1項14号に規定する生産緑地地区の指定
- ウ 宅地造成等規正法（昭和36年11月7日法律第191号）第3条に規定する宅地造成工事規制区域

(2) 対象事業区域の土地登記の表題部に登記された地目

(3) その他協議担当課長が必要と認める項目

2 前項の調査において担当課の職員は必要に応じて対象事業者又はその代理人（以下「対象事業者等」という。）に説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

（公共施設管理者等との協議）

第5条 協議担当課長は対象事業者等から条例第19条第1項に規定する公共施設管理者等との協議の申し出があったときは別表1により協議を行い、協議終了後は条例第19条第3項の規定に基づき協議結果報告書（まちづくり局まちづくり

調整課所定の様式)を作成し、まちづくり局まちづくり調整課へ送付する。
(他法令の申請等に係る協議)

第6条 他法令に基づく申請等の円滑な履行又は行政指導のためにする協議は協議担当課長がそのつど定める方法により行う。

2 前項の協議のうち特に軽易なものについては口頭で行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要領は平成16年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要領は平成23年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要領は平成28年4月1日から施行する。

別表第1

<p>(1) 事業概要書の提出の際に添付した図書に示した事項について変更がない場合</p>	<p>協議書（条例第8号様式）に意見回答書（第1号様式）を添付し、次の内容を記載して協議する。</p> <p>ア 意見又は要望を承諾する旨 イ 意見又は要望を承諾しない理由 ウ 意見又は要望に係る代替案</p> <p>協議が成立したとき又は行政指導を打切ったときは、協議事項確認書（第2号様式）を交付する。</p>
<p>(2) 事業概要書の提出の際に添付した図書に示した事項について変更がある場合（対象事業区域の変更又は生産緑地地区内への公共施設の新設に伴う変更に限る。）</p>	<p>協議書（条例第8号様式）に変更があった図書及び意見回答書（第1号様式）を添付し次の内容を記載して協議する。</p> <p>ア 意見又は要望を承諾する旨 イ 意見又は要望を承諾しない理由 ウ 意見又は要望に係る代替案</p> <p>協議が成立したとき又は行政指導を打切ったときは、協議事項確認書（第2号様式）を交付する。</p>

備考 意見回答書（第1号様式）の回答欄において、「ア 上記意見又は要望を承諾します。」と回答した場合は、対象事業者（代理人を含む。）が承諾印を押印することで協議終了とすることができます。